

ビジネス・アカウントカード特約

■改定内容一覧

2025年6月1日改定

現行 の条番	現行 の項番	改定後 の条番	改定後 の項番	現行	改定後
5	3	-	-	3. 当社は、本条第1項に規定する会員の毎月の約定請求債務を、支払日までにご利用代金明細書として、会員の届出住所に郵送その他当社所定の方法により通知します。	記載を削除
5	4	-	-	4. 会員は、前項のご利用代金明細書の通知を受けた後、14日間以内に当社に対し異議の申立をしなかった場合、ご利用代金明細書の内容について支払いを承諾したものとみなします。この場合、ご利用代金明細書に記載されたいかなる代金についても支払い免除または返還の対象となりません。	記載を削除
5	5	-	-	5. 会員は、当社に対し、ご利用代金明細書の再発行を依頼できるものとします。ただし、ご利用代金明細書の再発行は申請月から遡り6ヶ月以内のものに限ります。また、この場合会員は、当社の定める所定の手数料を支払うものとします。	記載を削除
5	6	5	3	6. BAカードでは、リボルビング払い・ボーナス一括払いを利用することはできないものとします。	<u>3.</u> BAカードでは、リボルビング払い・ボーナス一括払いを利用することはできないものとします。

LC-5151-202506